

実施計画書（仕様書）

1. 事業名

令和7年度エネルギー需給統計整備等調査事業（都道府県別エネルギー消費統計の整備に関する調査）

2. 事業目的

資源エネルギー庁では、平成16年度から、地方自治体の温暖化対策の実効性を一層高めるため、地域レベルでのエネルギー消費量などを推計し、都道府県別エネルギー消費量データ（都道府県別エネルギー消費統計）を整備している。より具体的には、総合エネルギー統計（日本に輸入され、あるいは国内で生産され供給された石炭・石油・天然ガスなどのエネルギー源が、どのように転換され、最終的にどのような形態でどの部門や目的に消費されたかを定量的に示すもの）の、企業・事業所他部門、家庭部門、運輸部門について、エネルギー種別都道府県別にエネルギー消費量を推計してきている。これらの成果は、資源エネルギー庁のホームページで公表され、地域におけるエネルギー対策、地球温暖化対策の基礎データとして活用されている。

一方、上記、総合エネルギー統計については、平成27年の新推計手法の導入後、平成29年の改訂を経た精緻化が推進されており、これらを踏まえた、都道府県別エネルギー消費統計の精緻化も進められ、令和6年12月に2021年確定値、2022年暫定値の都道府県別エネルギー消費統計を公表したところである。

このような状況を踏まえ本事業においては、これまでの研究成果に基づき、地域における各種施策に資する基礎データとしての都道府県別エネルギー消費統計を安定的・機動的に提供していくとともに、総合エネルギー統計との整合性を確保しつつ引き続き更なる精緻化を目指すため実施するものである。

3. 事業内容

（1）都道府県別エネルギー消費統計の集計表作成

- ① 2023年度及び2022年度について、総合エネルギー統計との整合性の確保し、推計手法等の概念、データ、加工方法、集計方法に基づき都道府県別エネルギー消費統計を作成する（2023年度は暫定値、2022年度は確定値となる）。
- ② 具体的な作成方法については、（別添①）＜都道府県別エネルギー消費統計の作成方法＞を参照する。また、最新の都道府県別エネルギー消費統計は以下を参照する。
https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec002/
- ③ 経済産業省特定業種石油等消費統計調査（以下、「石油等消費動態統計調査」とい

う。) 及びエネルギー消費統計調査の調査票情報を利用するに当たり、契約後速やかに調査票情報の利用承認申請関係書類（様式は別途指示）を提出する。

- ④ 作成においては、前年の数値との比較において急激な変動がないか等の視点から十分な精査を行い、変動がみられる場合はその要因について分析する。
- ⑤ 上記④の変動要因が推計に用いた石油消費動態統計調査及びエネルギー消費統計調査のデータに起因するもの、過去データの修正等に起因するものである場合は、資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室担当者（以下「担当職員」という。）とその扱いについて協議する。

（２）都道府県毎のエネルギー消費実態の分析

上記、「（１）都道府県別エネルギー消費統計の集計表作成」に基づき各４７都道府県におけるエネルギー消費状況について、エネルギー源や業種毎の推移に関する分析を行う。

（３）都道府県別エネルギー消費統計作成マニュアルの更新

これまでの都道府県別エネルギー消費統計の作成に際し、使用した統計データ、個票データの加工方法、処理手順、家計調査を使用する際の各種補正手法等の詳細をとりまとめた「作成マニュアル」に、本年度事業において実施した内容を踏まえ更新する。また、既述箇所についても必要に応じて見直しを行う。

（４）都道府県別エネルギー消費統計に係る問い合わせ対応

- ① 事業期間中は、問い合わせ窓口（問合せ用メールアドレス）を常設し、都道府県別エネルギー消費統計に係る問い合わせへの対応を速やかに行う。当該メールアドレスは、都道府県別エネルギー消費統計を公表する資源エネルギー庁ホームページに、問い合わせ窓口として掲載する。なお、対応について、特段の注意が求められると考えられる場合には、担当職員と協議を行う。
- ② 資源エネルギー庁ホームページ等への「都道府県別エネルギー消費統計」に係る問い合わせについても、問い合わせ窓口で速やかに対応する。なお、対応について、特段の注意が求められると考えられる場合には、担当職員と協議を行う。
- ③ 問い合わせ対応結果は、月毎に整理を行い、翌月上旬までに担当職員に報告する。

（５）都道府県別エネルギー消費統計データと日本全体データとの整合性確保

- ① 都道府県別エネルギー消費統計は一部の推計に「石油等消費動態統計調査」を使用・加工して作成している。これを（別添①）＜都道府県別エネルギー消費統計の作成方法＞〔複数事業を営む事業所分の処理〕に示す手順等により、担当職員が貸与する同調査の個票データを用いて、２０２３年度の都道府県別の集計を行い、令和６年

度事業で実施した２０２３年度の日本全体の集計結果と比較し整合性の確認を行う。
また、２０２４年度版の総合エネルギー統計に組み込まれる日本全体のデータ集計を行う。

- ② 総合エネルギー統計における家庭部門（及び乗用車部門）の内訳として、地域別の消費量が表章されている。２０２２年度版の総合エネルギー統計（令和６年４月１２日公表）の推計に際し、「家庭部門の事業用電力の消費支出・世帯人員補正」の改善や、「家庭部門の電力消費量の算定における例外措置」が適用されているものの、都道府県別エネルギー消費統計については、「例外措置」は未実施という状況である。２０２２年度版の総合エネルギー統計において適用されている「家庭部門の電力消費量の算定における例外措置」について、２０２２年度分の都道府県別の家庭部門のエネルギー消費量に対して同様の推計方法が適用可能か、または別の推計方法が適用できるか検討を行い、必要に応じ遡及改定を行う。なお、推計に使用するデータが未公表の場合には直近年度のデータを代用する。

（６）調査報告書の作成

上記（１）～（５）の内容を踏まえ、調査報告書を作成する。報告書案については事業完了の１か月前までに担当部局へ提出し、内容の確認を受けること。また、修正が必要と判断された場合は、事業完了７日前までに修正版の報告書案を担当部局へ提出し、再度の確認を受けること。

４．留意事項

本事業を実施するに当たっては、委託契約書に記載の内容のほか、統計法上の義務（調査票情報等の適正な管理、調査票情報等の利用制限、守秘義務）や罰則が適用されることに留意し、調査票情報の使用、保管、処分等に当たって、紛失、漏えい等が生じないよう善良なる管理者の注意をもって、調査票情報等の適正な管理を行う。適正な管理の例を別添②に示すので既存の社内規定に照らして不足する部分がある場合には適宜措置を講じる。また、委託業務が完了した後でも納入物の引き渡し後１年間は、納入物に瑕疵があることが発見された場合には瑕疵を補修する。

５．事業期間

委託契約締結日から令和８年３月３１日まで

６．納入物

- ① 都道府県別エネルギー消費統計に係る集計表（令和７年９月３０日）※
- ・都道府県別エネルギー消費統計集計表をＥＸＣＥＬ形式により納入する。
 - ・活用した集計プログラム、推計に要したデータも納入する。

※ 納入時期については、状況により若干前後することも想定。

- ② 総合エネルギー統計組込み用集計データ（令和7年8月30日、令和8年2月28日）
 - ・「3.（5）都道府県別エネルギー消費統計データと日本全体データとの整合性確保」での2024年度分の集計結果を、EXCEL形式により令和7年8月29日までに納入する。また、家庭部門の推計については家計調査の2025年平均値が公表（令和8年2月予定）されたら、それを反映したものを再推計し、EXCEL形式により令和8年2月27日までに納入する。
- ③ 都道府県毎のエネルギー消費実態の分析（令和8年3月31日）
 - ・「3.（2）都道府県毎のエネルギー消費実態の分析」で行った分析結果について納入する。
 - ・上記で行った分析結果のほか、分析に用いたデータ、グラフ等のファイルも納入する（ファイル形式は担当職員と調整する）。
- ④ 都道府県別エネルギー消費統計作成マニュアル（更新版）（令和8年3月31日）
 - ・「3.（3）都道府県別エネルギー消費統計作成マニュアルの更新」で作成したマニュアルについて納入する。
 - ・内容等について、事前に担当職員と調整を行い、了承を得たうえで納入する。
- ⑤ 都道府県別エネルギー消費統計に係る問い合わせ対応結果（令和8年3月31日）
 - ・「3.（4）都道府県別エネルギー消費統計に係る問い合わせ対応」で作成した問い合わせ対応結果について令和8年3月31日時点版を納入する。
 - ・内容等について、事前に担当職員と調整を行い、了承を得たうえで納入する。
- ⑥ 調査報告書（令和8年3月31日）
 - 調査報告書電子媒体一式
 - ・調査報告書、委託調査報告書骨子（様式1）、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式2）、二次利用未承諾リスト（様式3）を納入する。
 - ・調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入する。なお、報告書のデータ量が128MB、ページ数が1,000ページ又は文字数が400万文字を超過する場合には、いずれの制限も超えないようファイルを分割して提出すること。
 - ・調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「図表等データ」という。）については、構造化されたEXCELやCSV形式等により納入する。
 - 調査報告書電子媒体一式（公表用）
 - ・調査報告書及び様式3（該当がある場合のみ）を1つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能な図表等データを、プロパティを含む状態で納入する。

- ・セキュリティ等の観点から、担当職員と協議の上、非公開とするべき部分については、特に以下の点に注意し、削除するなどの適切な処置を講ずる。
 - 報告書・E x c e l データ等に個人情報や不適切な企業情報が存在しないか。
 - 報告書（P D F）に目視では確認できない埋め込みデータ等が存在しないか。
 - E x c e l データ等に目視では確認できない非表示情報が存在しないか。
 - E x c e l データ等に非表示の行・列が存在しないか。
- ・公開可能かつ二次利用可能なE X C E L等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納したうえで納入する。
 - 各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとる。
 - E X C E L等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、資源エネルギー庁以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

○委託調査報告書骨子、委託調査報告書公表用書誌情報、二次利用未承諾リストの具体的な作成方法

- ・（様式1）委託調査報告書骨子¹
 - レイアウト（余白、フォント等）に従い、3枚以内にまとめた上でW o r d形式にて納入すること。
 - 図表は挿入せずテキスト形式で作成すること。
 - 見出しについては記載された項目のとおりとすること。
- ・（様式2）委託調査報告書公表用書誌情報²
 - ファイル形式はE x c e l形式で納入すること。
 - 報告書の英語版や概要版等、公表用の報告書と同一のP D Fファイルとすることが適当でない公表用の納入物がある場合には1つのP D Fファイルごとに作成すること。
- ・（様式3）二次利用未承諾リスト
 - 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることが前提だが、二次利用の了承を得ることが困難な場合又は了承を得ることが報告書の内容に大きな悪影響を与える場合は、報告書の当該箇所に出典等を明示し、知的財産権の所在を明らかにした上で、当該データを様式3に記載すること（知的財産権の所在が不明なものも含む）。
 - ファイル形式はE x c e l形式で納入すること。
- ・様式1～3ダウンロード先

<https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

7. 納入方法

¹ 委託調査報告書のデータ利活用を促進するため、報告書の概要を骨子としてまとめるもの。

² 本事業の報告書のオープンデータとしての公表に際し、データとしての検索性を高めるため、当該データの属性情報に関するデータを作成するもの。

メール提出やファイル交換サイト等の手段を用いること。なお、具体的な納入方法は担当職員と協議の上、決定すること。

公表用資料一式と非公表資料一式が紛れないように整理して納入すること。

8. 納入場所

資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室

9. 情報管理体制

- ① 受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）様式4を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。

なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、資源エネルギー庁が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- ② 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。
- ③ ①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

10. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

11. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

(別添①)

<都道府県別エネルギー消費統計の作成方法>

- 都道府県別エネルギー消費統計は、大きく「企業・事業所他」「家庭」「運輸」などの「部門」に区分され、各部門の推計に応じた統計データ、加工手法によって作成される。概要は以下のとおり。

【企業・事業所他部門】

主に「石油等消費動態統計調査」「エネルギー消費統計調査」を用いて推計

- 農林水産鉱建設業部門

「農林水産鉱建設業」については、「農林水産業」「鉱業他」「建設業」の3部門に分類している。

「エネルギー消費統計調査」を主に用いて推計。具体的には、同調査対象事業所のうち「エネルギー管理指定工場」分の個票データを都道府県別に集計。これ以外の方は、「総合エネルギー統計」の値をもとに、都道府県別・業種別の従業者数で按分し、都道府県毎の値を算出。

農林水産業・鉱業・建設業部門の部門分類と使用統計

統計の部門分類	対応する標準産業分類 (中分類コード)	使用する統計等
610000 農林水産鉱建設業		
611000 農林水産業	01-04	・エネルギー消費統計調査 (エネルギー管理指定工場分の個票を積み上げ) ・総合エネルギー統計 (上記以外の分を都道府県別に按分) ※新たに各種農林水産統計データを活用
612000 鉱業他	05	
615000 建設業	06-08	

- 製造業部門

製造業については、「食品飲料製造業」「繊維工業」「木製品・家具他工業」「パルプ・紙・紙加工品製造業」「印刷・同関連業」「化学工業(含石油石炭製品)」「プラスチック・ゴム・皮革製品製造業」「窯業・土石製品製造業」「鉄鋼・非鉄・金属製品製造業」「機械製造業」「他製造業」の11部門に分類している。

製造業のうち、「パルプ・紙・紙加工品製造業」「化学工業(含石油石炭製品)」「窯業・土石製品製造業」「鉄鋼・非鉄・金属製品製造業」「機械製造業」の5業種については、石油等消費動態統計調査の個票データを都道府県別に集計。これ以外の部門については「エネルギー消費統計調査」を用いて推計。具体的には、同調査対象事業所のうち「エネルギー管理指定工場」分の個票データを都道府県別に集計。これ以外の方は、「総合エネルギー統計」の値をもとに、都道府県別・業種別の従業者数で按分し、都道府県毎

の値を算出。石油等消費動態統計調査を用いて推計している５業種分についても、石油等消費動態統計調査個票データの積み上げだけでなく、この手法も用いて推計に組み込んでいる。

なお、石油等消費動態統計調査を集計する際は以下の処理を行う必要がある。

〔最終消費ベースから投入ベースへの変換処理〕

・都道府県別エネルギー消費統計は、自らの事業所で発生させて使用した蒸気や電力は、事業所内でのエネルギー消費としては計上せず、これらを発生させるために投入した燃料等の使用量をエネルギー消費として計上することとしている。この概念に相当するように石油等消費動態統計調査の個票データを変換処理した後、集計に組み込むものとする。

〔複数事業を営む事業所分の処理〕

・業種別に調査票が設計されている石油等消費動態統計調査では、複数業種の調査票の対象となる事業所が存在する。この場合は、石油等消費動態統計調査が対象とする特定の業種以外の事業向けのエネルギー消費量も含まれているため、これを当該事業所の主たる業種に計上するための処理を行った後、集計に組み込むものとする。

製造業部門の部門分類と使用統計

統計の部門分類	対応する標準産業分類 (中分類コード)	使用する統計等
620000 製造業		
622000 食品飲料製造業	09-10	・石油等消費動態統計調査（左欄のうち※の業種） （個票データを都道府県別に積み上げ） （事前のデータ加工が必要）
622000 繊維工業	11	
623000 木製品・家具他工業	12-13	
624000 パルプ・紙・紙加工品製造業 ※	14	
625000 印刷・同関連業	15	
626000 化学工業（含 石油石炭製品）※	16-17	・エネルギー消費統計調査 （エネルギー管理指定工場分の積み上げ）
627000 プラスチック・ゴム・皮革製品製造業	18-20	
628000 窯業・土石製品製造業 ※	21	・総合エネルギー統計 （上記以外の分を都道府県別に按分）
629000 鉄鋼・非鉄・金属製品製造業 ※	22-24	
630000 機械製造業 ※	25-31	
641000 他製造業	32	

● 業務他（第三次産業）部門

業務他部門（第三次産業）については、「電気ガス熱供給水道業」「情報通信業」「運輸業・郵便業」「卸売業・小売業」「金融業・保険業」「不動産業・物品賃貸業」「学術研究・専門・技術サービス業」「宿泊業・飲食サービス業」「生活関連サービス業・娯楽業」「教育・学習支援業」「医療・福祉」「複合サービス事業」「他サービス業」「公務」「業種不明・分類不能」の１５部門に分類している。

これらの部門については、「エネルギー消費統計調査」を主に用いて推計。具体的には、同調査対象事業所のうち「エネルギー管理指定工場」分の個票データを都道府県別に集計。これ以外の方は、「総合エネルギー統計」の値をもとに、都道府県別・業種別の従業者数で按分し、都道府県毎の値を算出。

業務他（第三次産業）部門の部門分類

統計の部門分類	対応する標準産業分類 (大分類コード)	使用する統計等
650000 業務他（第三次産業）		
651000 電気ガス熱供給水道業	F	・エネルギー消費統計調査 (エネルギー管理指定工場分の積み上げ)
652000 情報通信業	G	
653000 運輸業・郵便業	H	・総合エネルギー統計 (上記以外の分を都道府県別に按分)
654000 卸売業・小売業	I	
655000 金融業・保険業	J	
656000 不動産業・物品賃貸業	K	
657000 学術研究・専門・技術サービス業	L	
658000 宿泊業・飲食サービス業	M	
659000 生活関連サービス業・娯楽業	N	
660000 教育・学習支援業	O	
661000 医療・福祉	P	
662000 複合サービス事業	Q	
663000 他サービス業	R	
680000 公 務	S	
699999 業種不明・分類不能	...	

【家庭部門（「家庭乗用車」）を含む】

主に「家計調査」を用いて、他統計（住民基本台帳、県民経済計算）で補完して推計

● 家庭部門と家計調査

家庭部門、乗用車（家庭）部門については、各都道府県の一般世帯のエネルギー消費を、家計調査（総務省が実施）の品目別世帯平均支出額をベースに推計。

具体的には、家計調査の「電気代」「プロパンガス」「灯油」「ガソリン」の1世帯当たり品目別支出額をもとに、地域別（東北、関東、など）の消費量（家計調査の「平均価格」を用いて算出）を把握。これを各品目の特性に応じた指標を用いて地域内の当該各都道府県に按分して推計。

● 家庭（家庭乗用車含む）部門における家計調査の使用と補正

家庭（家庭乗用車含む）部門の推計を家計調査から推計するに当たり、品目によっては「世帯人員補正」「消費支出補正」を行っている。その背景と目的は以下のとおりである。

1) 世帯人員補正

家計調査から得られるデータの制約から、1世帯当たり品目別平均支出額は、「二人

以上の世帯」のデータがベースとなっている。これを、「住民基本台帳（総務省）」を用いて実世帯人員を算定し、これとの対比で「二人以上世帯」から「全世帯」に補正するための処理を行っている。

なお、電気についてはより精緻な推計とするため、10 地方ごとに細分化して補正するための処理をしている。

2) 消費支出補正

家計調査の調査対象はサンプルにより抽出されている。この精度を「県民経済計算」の支出額と対比することで検証し、乖離がみられる場合は、エネルギー消費支出の弾性値を算定し、補正するための処理を行っている。

なお、電気についてはより精緻な推計とするため、総世帯の年間収入五分位別世帯人員別の消費支出と電気代から重回帰分析して推計した補正係数を利用している。

家計調査による家庭部門の推計方法

統計の部門分類	対応する家計調査の調査費目	推計方法			
		消費量の把握	都道府県別の按分	世帯人員補正	消費支出補正
700000 家庭	43X 電気代	家計調査より地域別の消費量を把握	家計調査の県庁所在地データより地域内の県別に按分	住民基本台帳との対比で補正係数を算出	県民経済計算との対比で補正係数を算出
	431 都市ガス（※）	—	—	—	—
	432 プロパンガス	家計調査より地域別の消費量を把握	L P ガス資料年報の都道府県別 L P ガス消費世帯数により按分	住民基本台帳との対比で補正係数を算出	補正は行っていない
	433 灯油	家計調査より地域別の消費量を把握	家計調査の県庁所在地データより地域内の県別に按分	住民基本台帳との対比で補正係数を算出	補正は行っていない
811000 運輸 /旅客 /乗用車	750 ガソリン	家計調査より地域別の消費量を把握	家計調査の県庁所在地データより地域内の県別に按分	住民基本台帳との対比で補正係数を算出	県民経済計算との対比で補正係数を算出

※都市ガスは、家計調査からの推計は行っていない。

「ガス事業年報」の都市ガスの販売量を都道府県別に集計して使用する。

なお、「ガス事業年報」において、都道府県別のデータが非公開であった場合は、別途推計方法を検討する。

● 家計調査以外のデータから推計する家庭部門

・都市ガス…ガス事業年報の都市ガスの販売量を都道府県別に集計（なお、「ガス事業年報」において都道府県別のデータが非公開であった場合は、別途推計方法を検討する。）

・熱…熱供給事業便覧の熱の販売量を都道府県別に集計

（備考）上記中、「個票データ」については、担当職員より貸与する。所用の手続きに伴う対応事案に対しては資源エネルギー庁の指示に従い対応すること。

都道府県別エネルギー消費統計の推計方法とその変更について

2020年12月作成

2024年12月更新

資源エネルギー庁

1 本統計の推計方法

都道府県別エネルギー消費統計の推計に用いたデータとその推計方法を以下に示す。

1.1 推計に用いたデータ

都道府県別エネルギー消費統計の推計には、企業・事業所他、家庭及び運輸の部門別に、以下に示すデータを用いている。

表 都道府県別エネルギー消費統計における部門別の推計方法

企業・事業所他	● 石油等消費動態統計調査対象事業所、及びエネルギー消費統計調査対象事業所のうちエネルギー管理指定工場は、各統計の個票を直接集計している。 ● 上記以外の事業所は、総合エネルギー統計の値をもとに、都道府県別・業種別の従業者数で按分している。
家庭	● 都市ガスはガス事業年報及びガス事業生産動態統計をもとに推計している。 ● 熱は熱供給事業便覧の販売量を都道府県別に集計している。 ● 電力、プロパンガス及び灯油は家計調査の購入数量をもとに推計している。 ● 太陽光発電の自家発自家消費は、固定価格買取制度（FIT）における住宅用太陽光発電受電量等をもとに推計している。
運輸	● 家計調査のガソリン購入数量をもとに推計している。

1.2 エネルギー転換部門の扱いについて

エネルギー転換部門の消費量の扱いについては、転換を行う主体の違いによって計上の考え方が異なっている。

① エネルギー供給事業者がエネルギー転換を行う場合

転換したエネルギーを供給することを生業としている電気事業者、都市ガス事業者及び熱供給事業者の場合、これらの事業者が転換したエネルギーを最終的に消費する需要家側で消費量を計上する。



図 エネルギー供給事業者がエネルギー転換を行う場合の計上方法

② 自家発電による電力を消費する場合

事業所内で自家発電や蒸気発生を行い、生成されたエネルギーの大半を自ら消費する場合、投入した燃料量を最終消費として計上する。



図 自家発電を行い自家消費する場合の計上方法

③ 事業所内で石炭製品を製造する場合

自家発電と同様に、石炭（原料炭）を投入し、事業所内で発生させたコークス、コークス炉ガス、高炉ガス及び転炉ガス等の石炭製品を消費する場合、事業所内で最初に投入した石炭（原料炭）を消費量として計上する。



図 石炭製品を製造する事業者の計上方法

2 本統計の推計方法の変更について

2.1 変更のポイント

都道府県別エネルギー消費統計では、主に以下に示す推計方法の変更を行っている。

【2020年12月実施分】

- ① 総合エネルギー統計の改訂を踏まえた再集計
- ② エネルギー消費統計調査対象事業所の集計方法の変更
- ③ 家庭・運輸のエネルギー消費における補正方法の精緻化
- ④ 家庭用太陽光発電の自家発自家消費量の計上
- ⑤ 集計表の遡及推計・公表期間変更及び企業・事業所他の過年度値補完方法の変更

【2024年12月実施分】

- ⑥ 家庭の電気のエネルギー消費における補正方法の精緻化

以下に、それぞれ具体的な内容を解説する。

2.2 具体的な変更内容

① 総合エネルギー統計の改訂を踏まえた再集計【2020年12月実施分】

平成29年に我が国全体のエネルギーの需給を表す総合エネルギー統計が改訂された。具体的には、電力調査統計月報等の改訂に伴う事業用発電部分の区分の見直し、農林水産業におけるエネルギー消費量の計上方法の改善等が実施されている。

上記の変更に伴い、都道府県別エネルギー消費統計では、総合エネルギー統計との整合性の確保及び精緻化のため、改訂後の総合エネルギー統計を用いた再集計を実施した。

また、改訂後の総合エネルギー統計で実施した農林水産業における個人経営体等のエネルギー消費量を、各種農林水産統計データ等に基づき都道府県別に集計し計上した。

② エネルギー消費統計調査対象事業所の集計方法の変更【2020年12月実施分】

従来、都道府県別エネルギー消費統計では、エネルギー消費統計調査対象事業所のうちエネルギー管理指定工場（以下「省エネ法対象事業所」という。）の個票を都道府県別に集計していた。

一方、エネルギー消費統計においては「差推定」の考え方に基づく推計手法を確立し、平成27年度の集計値より導入した。

そこで、都道府県別エネルギー消費統計においても、エネルギー消費統計で導入した「差推定」の考え方に基づく推計手法を適用した。

なお、「差推定」の考え方に基づく推計手法とは、予め各事業所の回答の「予測値」を作成しておき、エネルギー消費傾向の近い層別に全事業所分の予測値を集計した値と有効回答事業所分の回答値の差から「標本当たりの差」を求め、非標本について予測値に「標本当

たりの差」を加えることで拡大する手法である。都道府県別エネルギー消費統計における差推定では、エネルギー消費統計の集計層区分に地域（都道府県）の区分を追加することにより細かい層を作成し、それぞれの層において差推定を実施した。

③ 家庭・運輸のエネルギー消費における補正方法の精緻化【2020年12月実施分】

家計調査を用いた推計では、家庭部門の電気や運輸部門（家計乗用車）のガソリンの推計に用いる消費支出補正係数の精緻化を図った。従来、家庭部門の電気や運輸部門（家計乗用車）のガソリンの消費量は、県民経済計算「家計最終消費支出」と家計調査「消費支出」から推計した消費支出補正係数を用いて補完している。しかし、家計調査では、持ち家の帰属家賃を含まない消費支出を利用している一方で、県民経済計算では、持ち家の帰属家賃を含めた家計最終消費支出を用いており、集計対象範囲が異なっていた。また、総合エネルギー統計においても、過去の改訂において国内家計最終消費支出（帰属家賃を含む）から、帰属家賃を除いた国内家計最終消費支出を用いられるようになった。そこで、都道府県別エネルギー消費統計においても補正係数の精緻化及び総合エネルギー統計との整合性を担保するため、消費支出補正の推計に用いる県民経済計算の「家計最終消費支出」について、帰属家賃を除いた家計最終消費支出を用いた集計を実施した。なお、帰属家賃を除いた国内家計最終消費支出は、データ整備がされていない年度や都道府県もあることから、一部の都道府県は経済活動別県内総生産に示されている不動産業産出額等を用いて補正を行った。

④ 家庭用太陽光発電の自家発自家消費量の計上【2020年12月実施分】

総合エネルギー統計では、改訂によりこれまで計上されていなかった住宅用太陽光発電の自家発自家消費量を計上している。具体的な方法としては、FIT住宅用太陽光発電受電分に調達価格等算定委員会公表値（年報データ）を基に設定した余剰売電比率を乗じて推計している。よって、総合エネルギー統計との整合性の確保及び家庭用太陽光発電が増加している情勢を踏まえ、都道府県別エネルギー消費統計においてもFIT住宅用太陽光発電の都道府県別の設備容量、余剰電力比率、設備利用率等を用いて太陽光発電自家発自家消費量を推計した。FIT制度開始前については、太陽光発電協会や一般社団法人新エネルギー導入促進協議会等の設備容量データから推計した。また、都道府県別の余剰電力比率は、経済産業省が保有する年報データにより推計した。

なお、集計表上は、家庭部門の再生可能・未活用エネルギーとして、一次エネルギーに換算された値が計上されている。

⑤ 集計表の遡及推計・公表期間変更及び企業・事業所他の過年度値補完方法の変更【2020年12月実施分】

2017年度以前の集計表について、上記①～④の変更を踏まえた遡及推計を実施した。また、2006年度以前の集計表については、推計方法を新たに検討し推計を実施した。具体的には、2007年度から存在するエネルギー消費統計調査に関しては、2006年度以前の値について、別途各種統計の値を用いて補完を実施した。また、石油等消費動態統計に

関しても統計の集計バウンダリが大幅に改変されていることから、近年のバウンダリを維持した過年度の集計が困難であることから、同様に各種統計から1990年度の値を推計した。過年度値の推計は、総合エネルギー統計における過年度値の推計手法と同様に、事業所・企業統計や経済センサスに基づく事業所数、産業連関表における業種別・エネルギー源別の中間投入額の時系列値等を用い実施した。具体的な推計方法は以下の通り。なお、石油等消費動態統計については、従業者数区分別のエネルギー消費量データがないため、別途集計した値で推計した。

なお、遡及期間・集計表作成年度は、①～④の推計方法の導入や過年度補完に用いるデータの制約などから生じる精度維持やユーザーニーズの観点から、「1990年度」「2005年度」「2007年度～2018年度」とした。

$$X_{rijk,(t)} = 1 \text{ 事業所当たりの業種別燃料別中間投入の変化率 } QR_{ik,(t)} \\
\times \text{業種別従業者規模別事業所数変化率 (都道府県) } NR_{rij,(t)} \\
\times \text{基準年の業種別従業者規模別燃料種別のエネルギー消費量 (都道府県) } X_{rijk,(a)}$$

$$QR_{ijk,(t)} = ((C_{ik,(t)} / P_{k,(t)}) / N_{i,(t)}) / (C_{ik,(a)} / N_{i,(a)})$$

$$NR_{rij,2011} = N_{rij,(t)} / N_{rij,(a)}$$

t : 年度又は暦年 (1990,2005)

a : 基準年度 (エネルギー消費統計 2011 年度、石油等消費動態統計 2005 年度)

r : 都道府県

i : 業種 (産業中分類 A01 農業 ～ R96 地方公務 (第9回～第12回産業分類基準))

j : 従業者数区分 (01;1～4 人 ～ 09;300 人以上)

k : エネルギー源 (灯油・軽油・A 重油・C 重油・LPG・都市ガス・一般炭・コークス・電力・熱,等)

$X_{rijk,(t)}$: エネルギー消費量 (TJ, 業種 i, 従業者数区分 j, エネルギー源 k, 年度/暦年 t)

$QR_{ijk,(t)}$: 事業所当購入量補正係数 (‐, 業種 i, エネルギー源 k, 年度/暦年 t)

$C_{ik,(t)}$: 名目中間投入額 (円, 業種 i, エネルギー源 k, 年度/暦年 t)

$P_{k,(t)}$: 名目平均価格 (= ($\sum i C_{ik}(t)$) / ($\sum i \sum j X_{ijk}(t)$))

$NR_{rij,(t)}$: 事業所数補正係数 (‐, 業種 i, 従業者数区分 j, 年度/暦年 t)

$N_{rij,(t)}$: 事業所数 (件, 業種 i, 従業者数区分 j, 年度/暦年 t)

⑥ 家庭の電気のエネルギー消費における補正方法の精緻化【２０２４年１２月実施分】

家計調査を用いた推計において、家庭部門の電気の推計に用いる補正係数の精緻化を図った。従来、消費支出補正の推計に用いる県民経済計算の「家計最終消費支出」について、帰属家賃を除いた家計最終消費支出を用いた集計を実施した。なお、帰属家賃を除いた国内家計最終消費支出は、データ整備がされていない年度や都道府県もあることから、一部の都道府県は経済活動別県内総生産に示されている不動産業産出額等を用いて補正を行った。しかし、補正の際に世帯人員補正と消費支出補正を用いているが、世帯人員補正にも消費支出の補正が含まれており消費支出が過剰に補正されてしまうことが懸念された。そこで、世帯人員補正係数に消費支出の影響を排除した世帯人員補正係数を全国・１０地方ごとに作成し補正を行った。また、消費支出係数についても暦年の消費支出と電気代から重回帰分析により全国・１０地方共通の消費支出係数を作成し補正を行った。

なお、この変更は過年度分（１９９０、２００５、２００７～２０２１年度）も含め全年度に対して遡及推計している。

3 統計表について

固有単位表：エネルギーの種類に応じて固有の単位で消費量を示す。各エネルギー種の単位は固有単位表の Display Unit に記載されている単位。

エネルギー単位表：全てのエネルギー種の消費量を TJ（テラジュール）で示す。

炭素単位表：全てのエネルギー種の消費量を炭素換算重量で示す。二酸化炭素に換算するには、分子量の比として、炭素換算重量に 44/12 を乗じる。

非エネルギー利用：エネルギー利用はエネルギー（燃料）としての消費量、非エネルギーは原料としての消費量を示す。

電力寄与損失・排出量配分：その業種で消費した電力量を生み出すために発電所等で損失したエネルギー量を示す。

熱寄与損失・排出量配分：外部から受け入れた蒸気発生に伴う損失相当分のエネルギー量を示す。

運輸部門に計上されている消費量の対象範囲：本統計の運輸部門に計上されている消費量「旅客：乗用車：家計利用寄与」分。

再生可能エネルギーの計上：発電用・蒸気用・直接加熱用に利用された、一次エネルギーとしての投入量を計上。具体的なエネルギー種は、回収黒液、廃材、廃タイヤ、廃プラスチック、RDF、RPF、木質系燃料、バガス、太陽光発電、太陽熱利用、排熱・抽木等。

総合エネルギー統計との対応：都道府県別エネルギー消費統計の合計値と総合エネルギー統計の値は必ずしも一致しない。これは、都道府県別エネルギー消費統計では、「投入ベース」の考え方により作成しているため。例えば、事業所で自家発電の電気を消費する場合、総合エネルギー統計の最終エネルギーでは「電気」として計上しているのに対し、都道府県別エネルギー消費統計では「燃料」（都市ガス等）として計上。

詳細データの有無：公表している業種・燃料区分以下に細分されたデータは集計していない。また、都道府県下、詳細な自治体区分（市区町村等）のデータは有していない。

【都道府県別エネルギー消費統計 掲載ホームページ】

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec002/

都道府県別エネルギー消費統計 集計表 (例：北海道)【固有単位表】

[illegible]

都道府県別エネルギー消費統計 集計表 (例：北海道)【エネルギー単位表】

2021FY 暫定値	Code		100	150	200	250	250A	250B	250C	400	450	500	550	600	700	800	900	910	920	940	960	999	2021FY 暫定値		
北海道	＜ 採掘・加工・ガス表 / 採掘・加工単位表 ＞																								
	石炭	石炭製品	原油	石油製品	天然ガス都市ガス再生可換事業用原子力発電	電力	熱																		
	Coal	Coal Pn Oil	Oil Prod	重質油	石油製品	天然ガス都市ガス再生可換事業用原子力発電	電力	熱																	
Code	Energy Unit	＜＜ 採掘・加工単位表 ＞＞		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	MJ	MJ	MJ						
	石炭	石炭製品	原油	石油製品	重質油	石油製品	天然ガス都市ガス再生可換事業用原子力発電	電力	熱																
	Coal	Coal Pn Oil	Oil Prod	重質油	石油製品	天然ガス都市ガス再生可換事業用原子力発電	電力	熱																	
2021FY 暫定値	Display Unit		TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ			
500000	Final Energy Cr 最終エネルギー-消費		82171	8137	5	204584	126316	43338	34930	3041	36336	26707	0	0	101261	4228	466469	454336	12153		132875	1115	588326		
600000	Industry 企業・事業所他		82171	8137	5	88969	22700	43338	22930	3041	22777	26122	0	0	64110	3720	289351	286899	12153		84364	1054	372316		
610000	ABCD	農林水産建設業	0	0	0	34894	12567	22388	39	310	136	3	0	0	2377	0	37820	35400	2420		3109	0	38509		
611000	AB	農林水産業	0	0	0	29286	8424	18655	7	0	2	1	0	0	1114	0	29404	29294	110		1454	0	30748		
612000	C	採鉱他	0	0	0	721	609	111	2	310	2	0	0	0	276	0	1309	1302	6		361	0	1663		
615000	D	建設業	0	0	0	5887	3534	2423	30	0	131	2	0	0	987	0	7107	4803	2304		1294	0	6098		
620000	E	製造業	81952	7205	5	38764	2804	15138	20821	2433	5335	24084	0	0	16301	2309	178998	169283	9714		22750	904	182938		
621000	E09-I(C)	食品飲料製造業	1	0	0	4251	577	3012	662	309	3555	142	0	0	4919	898	14074	14059	15		6338	218	20614		
622000	E1	繊維工業	0	0	0	32	14	18	0	0	30	0	0	0	81	0	143	143	0		125	0	268		
623000	E1-1(E)	木製品・家具・他工業	0	0	0	288	227	58	2	0	8	195	0	0	531	36	1059	1059	0		893	8	1760		
624000	E4	パルプ・紙・紙加工品	24089	110	0	3767	38	3536	142	70	88	19416	0	0	1155	1	48706	48706	0		1845	0	50550		
625000	E5	印刷・同関連業	0	0	0	55	13	27	14	1	126	0	0	0	352	1	535	535	0		459	0	994		
626000	E16-17	化学工業(含石油石	3	63	1	23980	1240	3248	19493	125	247	8	0	0	823	260	25510	17592	7918		1011	51	18653		
627000	E18-2(C)	プラスチック・ゴム・皮	0	0	0	94	33	53	9	4	191	0	0	0	1745	16	2051	2051	0		2254	4	4309		
628000	E21	窯業・土石製品製造業	14851	150	4	1268	348	908	12	4	36	2252	0	0	980	2	19547	19533	14		1495	1	21029		
629000	E22-E2	鉄鋼・非鉄・金属製品	43009	6874	0	4562	210	3959	393	522	349	1817	0	0	4145	1073	62353	60585	1768		5727	615	66826		
630000	E25-E2	機械製造業	0	8	0	452	90	268	94	1397	690	262	0	0	2104	23	4936	4936	0		2720	7	7663		
641000	E32	他製造業	0	0	0	15	13	2	0	0	5	0	0	0	65	0	86	86	0		85	0	171		
650000	F-S	業務他(第2次産業)	219	932	0	15211	7330	5812	2070	298	17306	2025	0	0	44832	1411	82233	82215	18		58505	150	140870		
651000	F	電気ガス熱供給水道	219	706	0	219	19	156	44	298	777	367	0	0	1864	1	4439	4439	0		2458	0	6898		
662000	G	情報通信業	0	0	0	27	18	5	3	0	81	0	0	0	1102	2	1212	1212	0		1432	1	2645		

都道府県別エネルギー消費統計 集計表 (例：北海道)【炭素単位表】

2021FY 暫定値	Code	100	150	200	250	250A	250B	250C	400	450	500	550	600	700	800	900	910	920	940	960	999	2021FY 暫定値
北海道	＜トイロノラノ																					

(別添②)

調査票情報等の適正な管理のために講じるべき措置の例

1 管理体制

- (1) 調査票情報等を適正に管理するため、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、必要に応じてその事務の一部を担当させるため、管理担当者を指定する。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務を適正に運営するため、調査事務従事者の事務の範囲及び責任を明確にする。
- (4) 管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務において、災害時等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を調査事務従事者に周知する。

2 調査票情報等の管理

- (1) 管理責任者は、調査票情報等を取り扱うことができる調査事務従事者及び取り扱うことができる調査票情報等の範囲を定める。
- (2) 管理責任者は、調査票情報等の受払い、保管に関し、必要な事項の台帳等への記録、定期的又は随時の点検を行う。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等について、所定の場所に保管し、その重要度に応じ、耐火・耐熱庫への保管、施錠の措置を講ずる。
- (4) 管理責任者は、保存期間が経過した調査票情報等を廃棄する場合は、焼却、溶解、消去等の措置を講ずる。
- (5) 管理責任者は、(1)から(4)の他、1～6に掲げる適正管理に関する事務の統括を実施する。

3 集計処理時における調査票情報等の管理

- (1) 集計処理時における調査票情報等の取扱いは、管理責任者又は管理担当者の指示又は承認を受けた者が行い、日々の集計のための作業が終了した後は、所定の場所に収納する。

集計処理時にサーバーからクライアントに情報を移行して処理する場合において、集計処理が終了した後は、クライアントの情報を消去し、サーバーの定められたエリアに情報が格納されたことを確認する。

- (2) 集計処理は、協議して作成する計画に従って行い、管理担当者は、集計処理の内容に応じた実績の記録を行い、計画との照合等の措置を講ずる。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等の集計処理の実績記録の内容を点検し、その実施状況を確認する措置を講ずる。

4 コンピュータによる集計処理

- (1) 管理責任者は、コンピュータによる集計の管理者（以下「集計管理者」という。）を指定する。
- (2) コンピュータによる集計処理は、集計管理者の指示又は承認を受けた者が行う。
- (3) 管理責任者は、コンピュータによる集計処理の実施状況を把握するため、集計処理に応じた実績を記録し、計画との照合等を行う。
- (4) 管理責任者は、コンピュータの使用に関し、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法（登録、発行、更新、変更、抹消、保管等）を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不正使用防止等の措置を講ずる。
- (5) 管理責任者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）に記録された内容の秘匿の必要性の度合いに応じ、特定の集計処理を特定のコンピュータに限定する、又は使用者に応じてアクセス可能な領域、機能を限定するなどの措置を講ずる。
- (6) アンチウイルスソフトウェア、セキュリティパッチの導入、スクリーンロックの導入、定期的なデータのバックアップ等適切なセキュリティ対策を講ずるほか、必要に応じて出力機器又はメールの利用制限、外部ネットワークとの遮断を行う。
- (7) 外部と接続しているコンピュータを利用する場合は、ファイアウォール（外部からの不正なアクセスを遮断し、内部から外部にアクセスできる仕組み）の設定を行う。

5 電磁的記録の管理

- (1) 管理担当者は、電磁的記録の障害の有無等について、定期的に又は随時、点検を行い、適切な管理を実施するとともに、その結果を資源エネルギー庁に報告する。
- (2) 管理責任者は、電磁的記録のアクセスモニタリング機能（不正が行われていないかを監視するために、電磁的記録へのアクセス記録を採取し、記録する機能）を設け、その記録を定期的に又は随時分析する等の方法により、不正アクセスに対し適切な対応を行う。

6 調査票情報等の保管施設の管理及び保安

(1) 入退室管理

- ①管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等への入室資格者を定めるとともに、入室目的の確認、入退室の記録、部外者の識別化及び管理担当者の立会い等の措置を講ずる。
- ②管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の出入口の特定化による入退室の制限などの措置を講ずる。

③管理責任者は、必要に応じ、機械により入退室管理を行っている場合は、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法（登録、発行、更新、変更、抹消、保管等）を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不当使用防止等の措置を講ずる。

(2) 保安設備

①不正・犯罪に備え、必要に応じ、調査票情報等の保管室に防犯ベル、監視設備の設置等の防犯措置を講ずる。

②災害に備え、必要に応じ、保管する媒体の特性を踏まえ、防火、防煙、防水、耐震等を考慮した調査票情報等の保管室の設置場所を選定するなどの保安措置を講ずる。

(3) 事故発生時の対策

①管理責任者は、調査票情報等の紛失、消失、汚損等の事故が発生したときは、速やかにその経緯、被害状況等を調査するとともに、その調査結果について資源エネルギー庁に報告する。また、同庁の指示を受け、必要な措置を講ずる。

②管理責任者は、事故の原因分析に努め、必要な再発防止策等の措置を講ずる。

(様式4)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国籍 (※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

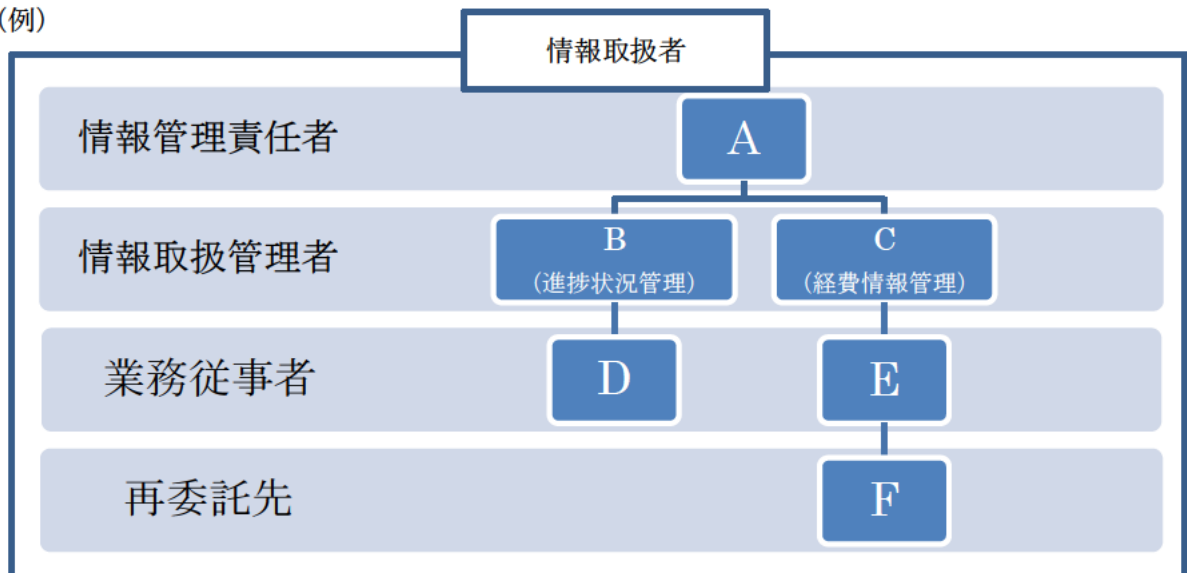
(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- ・経済産業省との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を記載してはならない。

(別記)

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

【情報セキュリティ関連事項の確保体制および遵守状況の報告】

- 1) 受注者（委託契約の場合には、受託者。以下同じ。）は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況（「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」（別紙））を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

- 2) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 3) 受注者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

【情報セキュリティを確保するための体制】

- 4) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 5) 受注者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、1)から 17)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

【情報の取扱い】

- 6) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の

機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

- 7) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 8) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 9) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

- 10) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。
- 11) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

【クラウドサービス】

- 12) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。
- 13) 受注者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。
- 14) 受注者は、前2項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。

【セキュアな情報システム（外部公開ウェブサイトを含む）の構築・運用】

- 15) 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。
- ①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
- ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。
- ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。
- (a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。
 - (b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。
 - (c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
 - (d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。
 - (e) EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。
- ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。
- ⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。
- ⑥受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。

⑦ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

⑧外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。

- ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

- ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

⑨電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS（SSL）化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

16) 受注者は、アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

- (a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

- (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

- (c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

- ⑤提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があつて当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。
- 17) 受注者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があつた場合は、それに従うこと。

令和 年 月 日

経済産業省〇〇〇課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

情報セキュリティに関する事項１）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 報告事項

項目	確認事項	実施状況
情報セキュリティに関する事項 2)	本業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年度版）、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」（平成18・03・22シ第1号）及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成18・03・24シ第1号）（以下「規程等」と総称する。）に基づく、情報セキュリティ対策を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 3)	経済産業省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行う。	
情報セキュリティに関する事項 4)	本業務に従事する者を限定する。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示する。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示する。	
情報セキュリティに関する事項 5)	本業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して情報セキュリティに関する事項1）から17）までの規定に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 6)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、経済産業省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に経済産業省の担当職員（以下「担当職員」という。）の許可を得る。	

	なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 7)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく経済産業省外で複製しない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 8)	本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受ける。	
情報セキュリティに関する事項 9)	契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た経済産業省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 なお、経済産業省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供する。	
情報セキュリティに関する事項 10)	本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施する。	
情報セキュリティに関する事項 11)	本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示する。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従う。	
情報セキュリティに関する事項 12)	本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、「情報セキュリティに関する事項2）」に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守する。	
情報セキュリティに関する事項 13)	本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。	
情報セキュリティに関する事項 14)	情報セキュリティに関する事項12)及び13)におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。	
情報セキュリティに関する事項 15)	情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施する。	

	(1) 各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われな いことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされているこ と。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出する こと。 (2) 情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つっ たときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除す るための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証 明するため書類を提出すること。 (3) 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不 正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを 導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。 ①不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構 成すること。 ②不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、そ の定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。 ③不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、シス テム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこ と。 ④不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象 としたスキャンを実施するように構成すること。 ⑤EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の 活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから 切り離す機能の導入を検討すること。 (4) 情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職 員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守 段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリ ティ対策に必要な内容を含めること。 (5) サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定 がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、 及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョ ン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関する ものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供する とともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の 確認を得た上で対策を講ずること。 (6) 受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用す る場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、 セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮 しつつ、速やかに適用を実施すること。 (7) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向け システムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが 保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。 (8) 外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策 を実施すること。	
--	--	--

	・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。 ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。 ・必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。 (9) 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS (SSL) 化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。	
情報セキュリティに関する事項 16)	アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行う。 (1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。 ①アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。 ②アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。 ③提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。 (2) 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。 (3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。 (4) 電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。 (5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。	

	(6) 当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があつて当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。	
情報セキュリティに関する事項 17)	外部公開ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に従う。また、ウェブアプリケーションの構築又は改修時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出する。 なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があつた場合には、その指示に従う。	

記載要領

1. 「実施状況」は、情報セキュリティに関する事項2) から17) までに規定した事項について、情報セキュリティに関する事項1) に基づき提出した確認書類で示された遵守の方法の実施状況をチェックするものであり、「実施」、「未実施」又は「該当なし」のいずれか一つを記載すること。「未実施」又は「該当なし」と記載した項目については、別葉にて理由も報告すること。
2. 上記に記載のない項目を追加することは妨げないが、事前に経済産業省と相談すること。
(この報告書の提出時期: 定期的(契約期間における半期を目処(複数年の契約においては年1回以上))。)